

# カリフ制再興

Re-establishment of the Caliphate

未完のプロジェクト、その歴史・理念・未来

Hassan Ko Nakata

中田  
考

書肆  
心水

序 アナー・キズムとしてのカリフ制 17

1

カリフとは何か——正統四代カリフとカリフ制の基礎 24

24

カリフの語義	24
アブー・バクルのカリフ就任	25
アブー・バクルのカリフ就任に対するアリーの反対	25
リッダ（背教）戦争	30
カリフ制成立	32
正統カリフ	34

預言者の後継者としてのアリー 36

36

カリフの別称	38
クルアーンにおけるカリフ	41
ハイエースにおけるカリフ	43

41

43

イスラーム学とカリフ——神学と法学の諸相 48

2

### 3

## カリフ制の歴史的変遷——王権とカリフ制の並存

1 正統カリフ時代と分派の誕生	92	アラビア語とイスラーム	48
2 カリフ制から王権制へ	96	イスラームにおける「学知」	48
3 ウマイヤ朝（六六一—七五〇年）	98	神学におけるカリフ	50
4 アッバース朝（七五〇—一二五八年）	100	古典カリフ論の定礎	53
5 カリフの職務	58	カリフ制の法学への組み込み	61
6 イブン・タイミーヤとシャリーアによる統治	67	イブン・タイミーヤと万人参加政治	75
7 クルトゥビーと神の代理人としてのカリフ	75	イブン・タイミーヤと使徒の後継者としてのウンマ	83
8 預言者の相続人としてのウラマーウ	85	イスラーム学界におけるカリフ論の現在	89
9 ウンマ	67		
10 イスラーム	80		
11 マルジナリズム			
12 フィクヒ			

# 4

## 現代イスラーム運動——カリフ制再興への胎動

バグダード・アッバース朝の実情	103
後ウマイヤ朝（七五六—一〇三一年）	106
ファーティマ朝（九〇九—一二七一年）	107
カイロ・アッバース朝（一二六一—五一七年）	109
オスマン朝（一二九九—一九二二年）	111
サファヴィー朝（一五〇一—一七三六年）	113
イバード派とザイド派	114
オスマン朝カリフ制滅亡に至るイスラーム世界の状況	
汎イスラーム主義の失敗	116
ヒラーファト運動	119
アリー・アブド・アル・ラーズィクとラシード・リダー	120
ワッハーブ派	122
イスラーム改革主義	124
サイイド・クトゥブ	126
解放党	128
ワッハーブ派人定法批判	133
8 7 6 5 4 3 2 1	

# 5

## カリフ制再興の現在——イスラーム国の歴史的位置

9 8 7 6 5 4 3 2 1	カリフ制は再興されたのか イスラーム国とアブー・バクル・バグダードイー グローバリゼーションとイスラーム国 なぜ二〇一四年にイスラーム国は樹立されたのか 真のグローバリゼーションとしてのカリフ制 カリフ制再興の先駆けとしてのイスラーム国 イスラーム国への批判 なぜイスラーム国が成立したのか	164 164 174 174 174 174 190 194
200	イスラーム国樹立からカリフ制再興へ	187 181
177	177	167
141		
145	「9・11」からイスラーム国への成立へ 自称カリフたち アル・カーライダ ムラービトゥーンとディーナール金貨	151 154 147
9	サラフイー・ジハード主義の革命のジハード論 イラン・イスラーム革命とシーア派	9

# 6

## カリフ制再興の文明論——未完のプロジェクトの潜勢力

204

1	來たるべきカリフ制	204
2	カリフ制の「世俗性」	206
3	カリフ制の反全体主義	210
4	法の支配としてのカリフ制	213
5	比較文明論から見たカリフ制	216
6	カリフ制と国家への隸属	220
エピローグ	カリフ制と人類の未来	222

索引	あとがき
	232

## あとがき

二〇一四年六月二九日、「イラクとシャームのイスラーム国」が「イスラーム国」と改称し、そのイスラーム国こそが、イスラームの正当な政治体制であるカリフ制である、と宣言した。

長年、カリフ制の再興を訴えてきた筆者にとって、カリフ制再興のニュースは喜ばしいものであつたが、それがイスラーム国によつて宣言されたことは当惑させるものでもあつた。

というのは、イスラーム国の前身であるイラクとシャームのイスラーム国は、残虐な世俗主義政権との闘争の中で生まれた経緯から、不寛容な厳格主義によつて悪名が高かつたからである。

筆者は二〇一二年一月に公刊した『イスラーム革命の本質と目的』（ムスリム新聞社）において、以下のように述べ、平和的なカリフ制復興運動が弾圧され続けた場合に不寛容で残虐なサラフィー・ジハード主義者によつてカリフ制が乗つ取られる危険に警鐘を鳴らしていた。

……カリフ政権と「イスラームの家」の再興の義務はイスラームの合意事項であり、いかなる妨害があろうとも、イスラームが存在する限り、その運動が消滅することはありえない。外部世界の誹謗中傷や妨害は、来るべきカリフ政権を、異教徒への敵意に満ちた排外主義においやること

となる。また西洋がイスラーム世界内の弾圧を支援、黙認することは、弾圧の強化につながり、イスラーム世界の「稳健」で「良識的な」一般市民をカリフ再興運動から遠ざけ、カリフ運動に従事できる者は、大義のためには他人の生命を犠牲にすることを躊躇<sup>ためら</sup>わぬ厳格主義者たちだけになってしまい、結果的に彼らによるカリフの乗っ取りを招く懸念がある。……

「非寛容」な厳格主義者にカリフ再興運動の主導権を奪われないためには、それゆえ「非寛容」な厳格主義が支配的にならないように、カリフ政権の再興の過程で、十分な議論を尽し、ウラマーウが認めるイスラームの正統な学説の範囲内で最も現代の状況に適した政策を行うこととので、きる柔軟で寛大なカリフが選ばれるよう努めねばならない。そのために、「全ての異教徒は悪魔的に邪惡であり共存の余地が無い」との「非寛容」な厳格主義者たちの主張が説得力を持たないような言論環境を作り、カリフ再興運動が広く民意を汲み取ることができる自由な活動が保証されるために、西洋の「良識ある市民」が協力する必要があるのである。

来るべきカリフ政権を徒に排外主義、厳格主義に走らせず、社会の広範な支持を得られる中庸を得たカリフが選ばれるためにも、カリフ再興の妨害、抑圧を廃し、自由な議論と活動が一般市民に対しても開かれた環境で行われることが肝要なのである。（八五—八六頁。強調は原文。）

同書の元になつたのは、二〇〇九年にマレーシアの Saba Islamic Media から出版された拙著 *The mission of Islam in the contemporary world: aiming for the liberation of the earth through reestablishment of the caliphate* (by Hassan Ko Nakar) であり、同書は後に日本語だけでなく、アラビア語、インドネシア語にも翻訳しエジプト、

インドネシアでも出版し、筆者は世界各地で同書を配布し、平和的手段によるカリフ制再興を訴えてきた。

しかし、筆者の言葉に耳を傾ける者は、本邦はもとより世界にも少なく、残念なことにムスリム諸国はもとより西欧でも、カリフ制復興について、パブリックな場で自由な学問的な議論がなされることはほとんどなく、筆者の予想は的中し、不幸にもサラフィー・ジハード主義者の中でも最も不寛容なイラクのザルカーウィーのグループの流れを汲むイスラーム国によってカリフ制の再興が宣言される事態に立ち至つてしまつたのである。

これから、イスラーム国がムスリム共同体の多数によつて受け容れられ、非イスラーム世界と共に存しうる「真の正統カリフ制」に変容するか、あるいは、イスラーム国が打倒され「真の正統カリフ制」が別に樹立されるために必要なことは何か、は既に述べた通りである。

つまり、スンナ派法学の伝統の中で確立されてきたイスラームの正統な学説の範囲内で最も現代の状況に適した政策を行うことのできるカリフ制とは何か、について論じができる学問の自由が保証されたパブリックな公論の場が必要なのである。それはムスリム諸国だけでなく、欧米にも数多く作られ、「真の正統カリフ制」の理解が全ての人間に共有されることである。

イスラームという宗教の存在を支えているのは、国家権力による強制ではなく絶対神アッラーへの信仰に基づくイスラーム法（シャリーア）に対する信徒の自発的服従である。そしてイスラームには聖職者はおらず、教義を決定する機関も個人も存在しないが、信徒たちがイスラーム法を学ぶのは、古今のウラマーウ（イスラーム学者）のイスラーム法解釈の先例を通してである。それゆえムスリムた

ちが自ら「民主的に」カリフを選ぶことができるようになるには、ウラマーウやムスリム知識人たちのカリフ制に関する議論がムスリム大衆に浸透することが必要なのである。

重要なのは、そうした公論の場が真に開かれた自由な場であること、即ち、ムスリム諸国の支配者層と対立する立場に立つウラマーウ、たとえ欧米からテロリストと誹られる「イスラーム国」を代表する立場にあるウラマーウ（イスラーム学者）であっても、学術的議論の場での発言である限りにおいては、政治的弾圧を受けることなく身の安全が保障され自由に意見を表明できるような場であることをなのである。